

周南市個人情報保護条例等の一部を改正する条例制定について

周南市個人情報保護条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年2月22日 提出

周南市長 藤 井 律 子

周南市個人情報保護条例等の一部を改正する条例

(周南市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 周南市個人情報保護条例（平成16年周南市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「議会」の次に「並びに市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2号ア中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項」に改め、同条第3号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第4項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第3項」に改め、同条第4号中「職員が職務上」を「職員（市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上」に改め、同条第5号中「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律第2条第9項」に改め、「（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を削る。

第14条第1項各号列記以外の部分中「実施機関」の次に「（市が設立した地方独立行政法人を除く。以下この条において同じ。）」を加える。

第41条の2第1項中「市長」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める実施機関」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 実施機関が市が設立した地方独立行政法人の場合 当該地方独立行政法人
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 市長

第42条第1項及び第3項並びに第43条中「市長」の次に「又は市が設立した地方独立行政法人」を加える。

第45条第1項中「団体（）」の次に「市が設立した地方独立行政法人を除く。」を加える。

(周南市情報公開条例の一部改正)

第2条 周南市情報公開条例（平成16年周南市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「議会」の次に「並びに市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2号中「職員が職務上」を「職員（市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）が職務上」に改める。

第7条第1号ウ中「独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）第2条第1項」を「個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改め、「（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を削る。

第17条の2第1項中「市長」を「次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める実施機関」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 実施機関が市が設立した地方独立行政法人の場合 当該地方独立行政法人
- (2) 前号に掲げる場合以外の場合 市長

第18条第1項及び第3項並びに第19条中「市長」の次に「又は市が設立した地方独立行政法人」を加える。

第23条第1項中「団体（）」の次に「市が設立した地方独立行政法人を除く。」を加える。

(周南市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第3条 周南市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成16年周南市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「市長」の次に「又は市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人

をいう。) 」を加える。

第4条の次に次の1条を加える。

(委員等の回避)

第4条の2 委員は、自己に調査審議の公正を妨げるべき事情があると判断するときは、会長の許可を得て、回避することができる。

2 会長は、自己に調査審議の公正を妨げるべき事情があると判断するときは、前条第3項の規定により会長の職務を代理する者の許可を得て、回避することができる。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(参 考)

周南市個人情報保護条例新旧対照表（第1条の改正）

現行	改正案
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、モーターボート競走事業管理者、消防長及び議会をいう。</p> <p>(2) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（<u>個人識別符号（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。）</u>）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるもの</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、モーターボート競走事業管理者、消防長及び議会並びに市が設立した地方独立行政法人（<u>地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）</u>）をいう。</p> <p>(2) 個人情報 生存する個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（<u>個人情報</u>の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第2項に規定する個人識別符号をいう。以下同じ。）を除く。））により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）。ただし、</p>

現行

を含む。)。ただし、個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。

イ (略)

(3) 要配慮個人情報 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第4項に規定する要配慮個人情報をいう。

(4) 保有個人情報 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(周南市情報公開条例(平成16年周南市条例第36号)第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。

(5) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人、事業を営む個人及びその他の団体(国及び地方公共団体並びに独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。以下「団体等」という。)並びに市内に事務所及び事業所を有しないが市民の個人情報を保有している法人、事業を営む個人及びその他の団体等をいう。

改正案

個人が営む事業に関して記録された情報に含まれる当該個人に関する情報及び法人その他の団体に関して記録された情報に含まれる当該法人その他の団体の役員に関する情報を除く。

イ (略)

(3) 要配慮個人情報 個人情報の保護に関する法律第2条第3項に規定する要配慮個人情報をいう。

(4) 保有個人情報 実施機関の職員(市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。)が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、公文書(周南市情報公開条例(平成16年周南市条例第36号)第2条第2号に規定する公文書をいう。以下同じ。)に記録されているものに限る。

(5) 事業者 市内に事務所又は事業所を有する法人、事業を営む個人及びその他の団体(国及び地方公共団体並びに独立行政法人等(個人情報の保護に関する法律第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))及び地方独立行政法人を除く。以下「団体等」という。)並びに市内に事務所及び事業所を有しないが市民の個人情報を保有している法人、事業を営む個人及びその他の団体等をいう。

現行	改正案
<p>(個人情報取扱事務の登録等)</p> <p>第14条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務のうち、個人情報が記録されている公文書で個人を検索し得るものを使用して行うもの（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(審査請求)</p> <p>第41条の2 実施機関がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は当該実施機関に対する開示請求に係る実施機関の不作为について不服がある者は、<u>市長</u>に対して審査請求をすることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(審査会への諮問等)</p> <p>第42条 市長は、開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求に係る実施機関の不作为について審査請求</p>	<p>(個人情報取扱事務の登録等)</p> <p>第14条 実施機関 <u>(市が設立した地方独立行政法人を除く。以下この条において同じ。)</u>は、個人情報を取り扱う事務のうち、個人情報が記録されている公文書で個人を検索し得るものを使用して行うもの（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備えなければならない。</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>2～5 (略)</p> <p>(審査請求)</p> <p>第41条の2 実施機関がした開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は当該実施機関に対する開示請求に係る実施機関の不作为について不服がある者は、<u>次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める実施機関</u>に対して審査請求をすることができる。</p> <p><u>(1) 実施機関が市が設立した地方独立行政法人の場合 当該地方独立行政法人</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 市長</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(審査会への諮問等)</p> <p>第42条 市長 <u>又は市が設立した地方独立行政法人は</u>、開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求に係る</p>

現行	改正案
<p>があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、第1項及び前項の規定により諮問をした場合において、当該諮問に対する審査会の答申を受けたときは、これを尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。</p> <p>(諮問をした旨の通知)</p> <p>第43条 市長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(出資団体が保有する個人情報の保護)</p> <p>第45条 市から出資、出えん又は補助金の交付（以下「出資等」という。）を受けた団体（以下「出資団体等」という。）は、当該出資等の公共性に鑑み、その保有する個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>実施機関の不作為について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、審査会に諮問しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長又は市が設立した地方独立行政法人は、第1項及び前項の規定により諮問をした場合において、当該諮問に対する審査会の答申を受けたときは、これを尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。</p> <p>(諮問をした旨の通知)</p> <p>第43条 市長又は市が設立した地方独立行政法人は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(出資団体が保有する個人情報の保護)</p> <p>第45条 市から出資、出えん又は補助金の交付（以下「出資等」という。）を受けた団体（<u>市が設立した地方独立行政法人を除く。</u>以下「出資団体等」という。）は、当該出資等の公共性に鑑み、その保有する個人情報の保護に必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>

周南市情報公開条例新旧対照表（第2条の改正）

現行	改正案
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、モーターボート競走事業管理者、消防長及び議会をいう。</p> <p>(2) 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。</p> <p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」とい</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 実施機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、上下水道事業管理者、モーターボート競走事業管理者、消防長及び議会並びに市が設立した地方独立行政法人（<u>地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。</u>）をいう。</p> <p>(2) 公文書 実施機関の職員（<u>市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。</u>）が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。</p> <p>(公文書の開示義務)</p> <p>第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」とい</p>

現行	改正案
<p>う。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成13年法律第140号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の役員及び職員をい</p>	<p>う。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。</p> <p>(1) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第2項において同じ。)により、特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 当該個人が公務員等(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員(独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)第2条第4項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。)、独立行政法人等(個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。))の役員及び職員、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。)である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに</p>

現行	改正案
<p>う。)である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分(当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(審査請求)</p> <p>第17条の2 実施機関がした開示決定等又は当該実施機関に対する開示請求に係る実施機関の不作为については不服がある者は、<u>市長</u>に対して審査請求をすることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(審査会への諮問等)</p> <p>第18条 市長は、開示決定等又は開示請求に係る実施機関の不作为については審査請求があつたときは次の各号のいずれかに該当する場合を除き、周南市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>当該職務遂行の内容に係る部分(当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより、当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあつては、当該部分を除く。)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>(審査請求)</p> <p>第17条の2 実施機関がした開示決定等又は当該実施機関に対する開示請求に係る実施機関の不作为については不服がある者は、<u>次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める実施機関</u>に対して審査請求をすることができる。</p> <p><u>(1) 実施機関が市が設立した地方独立行政法人の場合 当該地方独立行政法人</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる場合以外の場合 市長</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(審査会への諮問等)</p> <p>第18条 <u>市長又は市が設立した地方独立行政法人</u>は、開示決定等又は開示請求に係る実施機関の不作为については審査請求があつたときは次の各号のいずれかに該当する場合を除き、周南市情報公開・個人情報保護審査会(以下「審査会」という。)に諮問しなければならない。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

現行	改正案
<p>2 (略)</p> <p>3 市長は、第1項及び前項の規定により諮問をした場合において、当該諮問に対する審査会の答申を受けたときは、これを尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。</p> <p>(諮問をした旨の通知)</p> <p>第19条 市長は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(出資団体等の情報公開)</p> <p>第23条 市から出資、出えん又は補助金等の交付(以下「出資等」という。)を受けた団体(以下「出資団体等」という。)は、当該出資等の公共性に鑑み、当該出資団体等の保有する情報の公開に努めなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>2 (略)</p> <p>3 市長又は市が設立した地方独立行政法人は、第1項及び前項の規定により諮問をした場合において、当該諮問に対する審査会の答申を受けたときは、これを尊重して、当該審査請求に対する裁決をしなければならない。</p> <p>(諮問をした旨の通知)</p> <p>第19条 市長又は市が設立した地方独立行政法人は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(出資団体等の情報公開)</p> <p>第23条 市から出資、出えん又は補助金等の交付(以下「出資等」という。)を受けた団体(市が設立した地方独立行政法人を除く。以下「出資団体等」という。)は、当該出資等の公共性に鑑み、当該出資団体等の保有する情報の公開に努めなければならない。</p> <p>2・3 (略)</p>

周南市情報公開・個人情報保護審査会条例新旧対照表（第3条の改正）

現行	改正案
<p>(設置)</p> <p>第2条 市長からの諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するため、周南市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 市長又は市が設立した地方独立行政法人（<u>地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。</u>）からの諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議するため、周南市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p><u>(委員等の回避)</u></p> <p><u>第4条の2 委員は、自己に調査審議の公正を妨げるべき事情があると判断するときは、会長の許可を得て、回避することができる。</u></p> <p><u>2 会長は、自己に調査審議の公正を妨げるべき事情があると判断するときは、前条第3項の規定により会長の職務を代理する者の許可を得て、回避することができる。</u></p>